

22 日 獣 発 第 218 号

平成 22 年 11 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、平成 22 年 10 月 26 日付け環自野発第 101026001 号をもって、環境省自然環境局野生生物課長から、別添のとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出されたが、これまでのところ、鳥インフルエンザが原因で死亡した野鳥は確認されておらず、現段階においては、鳥インフルエンザは発生していない状況にあり、各都道府県鳥獣行政担当部局長あてに、下記の内容を通知したので、本会に対して、野外での死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努めるよう依頼されたものです。

本件については、先般、平成 22 年 10 月 12 日付け 22 日 獣 発 第 195 号「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査の実施について」にて通知しましたので、本通知と併せ参照のうえ、対応していただきたくお願いします。

記

- 1 通常の生活では鳥からヒトに感染するものではないので、過剰に心配することのないよう、地域住民等に対して冷静な行動をとるよう周知されたいこと。
- 2 今回の事例の発生を受けて、野鳥に関する監視体制を強化するとともに、異常が認められた場合の対応等、万全を期されたいこと。
- 3 対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」についても参考とされたいこと。
- 4 今回の事例を受け、現在実施している野鳥サーベイランスにおける警戒レベルを「警戒時（レベル 2）」に変更したので、サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、適切に対応されたいこと。
- 5 今後、ガンカモ類が南方へ移動していくことも考えられるので、全国各地においても、野鳥に関する監視体制の強化等について万全を期されたいこと。

（参考）

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野、松岡

TEL 03-3475-1601



環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(社)日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

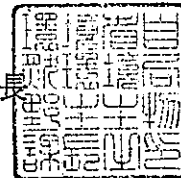




環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

野生生物行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出されました。しかしながら、これまでのところ、鳥インフルエンザが原因で死亡した野鳥は確認されておらず、現段階においては、鳥インフルエンザは発生していない状況にあります。

鳥インフルエンザは、通常的生活では鳥からヒトに感染するものではないので、過剰に心配することのないよう、地域住民等に対して冷静な行動をとるよう周知をお願いします。

これまでも各都道府県におかれては、毎年 10 月～5 月の糞便調査はもとより、渡り鳥を含む野鳥において異常が見られる等の際には、関係部局と連携を図りつつ適切に対応していただいていることと存じますが、今回の事例の発生を受けて、野鳥に関する監視体制を強化するとともに、異常が認められた場合の対応等、万全を期されるようお願いします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（平成 20 年 9 月）についても参考としていただきますようお願いいたします。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（平成 20 年 9 月）は以下のアドレスからもご覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 山本、千葉
電話 03(5521)8285



事務連絡
平成22年10月26日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥サーベイランスの警戒レベルについて

今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されたことを受け、現在実施している野鳥サーベイランスにおける警戒レベルを「警戒時（レベル2）」に変更します。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、適切な対応をお願いします。

今後、ガンカモ類が南方へ移動していくことも考えられますので、全国各地においても、野鳥に関する監視体制の強化等について万全を期されるようお願いします。

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 山本、千葉
電話03(5521)8285